

平成 30 年 6 月 8 日

下 水 道 局

労働安全衛生法に基づく届出不備に関する対応について

平成 30 年 4 月 27 日付で公表した標記の件に関し、当局が所有する非常用発電機の燃料タンク等について、労働安全衛生法第 88 条関連の設備設置等に係る計画の届出状況を調査したところ、当局全体で対象 233 件のうち 133 件（届出の要否を確認中のものを含む。）の届出不備が確認されました。

届出不備については、所轄の労働基準監督署の指導に基づき、既に届出を始める等、順次、適切に対応しています。

なお、当該設備は、設置時に消防法に基づく許認可等の手続や検査等を適切に実施しています。また、設置後も、定期的な日常点検や消防法に基づく点検等を計画的に実施しており、安全上の問題はありません。

問合せ先

計画調整部技術開発課

03-5320-6602